

# あいち電子自治体推進協議会システム検証委員会の報告書概要

## 1 システム検証委員会の設立の経緯及び目的

- 「愛媛県の電子入札に不具合」という報道を受け、確認を行ったところ、9月13日に、県と県内市町村等が共同運用しているシステムに、同様の不具合があることが発覚した。
- そこで、この不具合事象の原因の究明、不具合事象が県・市町村等の入札に与えた影響の把握、再発防止及びシステム開発元の責任問題について、有識者を交えて検証を行うため、9月26日に「あいち電子自治体推進協議会システム検証委員会」を設置した。

## 2 システム不具合の発生原因及び改善内容

- システム不具合の原因是、事前非公開とした価格情報が入札参加者側のパソコン画面に表示されてしまうという設計上の考慮漏れとその後のテストでの検知漏れにあり、開発元である富士通(株)は、落ち度があった旨認めた。なお、稼働開始後5年間不具合が見つからなかった理由は、入札参加者側のパソコンでの不具合であり、県・市町村側では通常確認できなかつたことによる。
- 事前非公開とした価格情報は、非表示とされるようシステムの改善を行った。(9月30日に改善完了)

## 3 入札案件の検証結果について

応募価格積算方法	予定価格＝落札価格の案件	条件価格＝落札価格の案件
自社積算システム	93件	39件
過去の入札結果から類推	3件	38件
システム不具合を見て	0件	1件
無回答	7件	2件
計(重複回答有り)	99件	67件

※1 条件価格：最低制限価格又は調査基準価格

※2 事前に予定価格等を公表していた案件等は除外したため、聴き取り調査を行ったのは166件(99件+67件)

- システム稼働開始から不具合発覚時までの利用案件のうち、事前非公開とした予定価格や条件価格と同額で落札した179件(聴き取り調査対象は166件)、124社について調査を実施した。
- 調査の結果では、「過去の入札結果から」や「自社積算システム」により応札した業者が大部分で、「システムから条件価格を見て」と答えた者が1件あったが、入札参加者間に今回の事象が広まっていたとは考えにくい。
- また、予定価格は、県では積算基準等を公表しており、条件価格は、発注者が予定価格の定率で決めていることもある。よって、事前にわからなくても推察することが可能である。
- これらのことから、「今回のシステム不具合は、県や市町村等が行った入札には、ほとんど影響を与えるものではなかった」と判断する。

## 4 開発元の責任問題について

- 現時点では協議会参加団体(県・市町村等)に具体的な損害は生じていないので、損害賠償責任を問うことはできない。ただし、今後、具体的な損害が生じた場合は、開発元への損害賠償請求をすべきと考える。
- 協議会と開発元との間で結んでいる維持管理業務委託契約の中のS L A(サービスレベルアグリメント)条項に基づき、「システムの安定稼働が一定期間提供されていなかった」という観点から、委託金額の減額について開発元と協議する。

## 5 再発防止策について

- 開発元においては、設計開発時の検証体制の強化を図る。
- 協議会においては、システム運用開始後における発注者側及び受注者側双方の運用状況が確認できるような取り組みを実践する。

## 6 「電子くじを行った場合の落札決定者の偏り」の検証について

- システム電子くじ機能について、プログラムソース調査やシミュレーションにより検証を行った結果、くじ機能は正常である旨確認した。
- 併せて、瀬戸市から依頼を受けて行った電子くじ実施案件44件を、再度電子くじの計算方法を用い、手計算で照合したところ、結果は一致しており、問題ないことを確認した。従って、瀬戸市の案件は「確率論的に起こり得た事案」と判断する。